

CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「CRO×SPO 東温オープンイベント開催及び広報 PR 業務」とする。

2 業務の目的

本業務は、CRO×SPO 東温の4施設（サッカーグラウンド、シクロクロスコース、スケートボード場及びスポーツ交流拠点施設。以下「本施設」という。）の特性を考慮し、オープンイベント（令和9年度上半期開催予定）として、記念試合や特色あるイベント（スポーツ利用者以外の市民も参加できるイベントが望ましい。）を企画し、進行計画、広告宣伝計画、ゲスト誘致計画、音響・照明計画、交通誘導計画、スタッフ配置計画等を立案し、当日運営まで総合的に支援する。

また、愛媛 FC（令和8年4月28日に連携協定締結。合わせて、人気サッカー漫画「アオアシ」制作スタジオによる事前 PR（のぼり・野立看板）を実施中）その他本業務に関連するスポーツ関係者と調整しながら、プロ選手によるデモンストレーションや広報 PR を展開するとともに、地域食材を生かしたマルシェ、キッチンカー等、観戦だけでなく様々なエンタメ体験や交流ができる施設であることを本市内外に PR し、CRO×SPO 東温の安定的かつ継続的な集客につなげることを目的とする。

3 業務の内容

本業務は、次の内容を想定するが、「2 業務の目的」を熟読し、本業務の趣旨を理解した上で、参加者が企画提案を行う。また、企画提案には寄附金を募集する等、外部資金の導入に関する提案を盛り込むことができる。

受託候補者決定後、当該採用された企画提案に基づき、本市と受託候補者で協議を行い、最終的な仕様を決定するものとする。

（1）オープンイベント内容の検討・実施

オープンイベントの開催に向けて、以下の内容について検討を行うとともに、計画策定から当日運営・撤収までに必要な業務を検討・実施する。

①本施設及び利用者の特性分析

イベントとしての集客力が高く、かつ、開催後のリピーターの獲得にもつなげるため、本施設の特性や利用者について分析を行い、イベントの集客や広報 PR の数値目標を立てる。

②イベント内容の検討・計画

イベントは、以下の点に留意して検討する。

ア) ①の結果を基に、オープンイベント（令和9年度上半期開催予定）として、本施設全体を対象として、記念試合や特色あるイベントを企画する。

また、プレオープンイベント（令和9年2月開催予定）として、ミニイベントを企画する。（プレオープンイベントについては、スケートボード場を対象として企画するが、発注者との協議により、供用開始前のサッカーグラウンド、シクロクロスコース及びスポーツ交流拠点施設の一部を活用できる場合がある。）

イ) 本施設は、スポーツ利用者だけでなく様々なエンタメ体験や交流ができる、地域と来訪者の交流・憩いの場となる施設を目指していることから、スポーツ利用以外の市民も足を運びたいくなるような仕組みを取り入れる。

ウ) 地元飲食店、企業、東温市観光物産協会その他の事業者が気軽に参加できるマルシェやイベント等を企画し、本施設内での消費活動を促す仕組みを試行・検証する。

③ゲストの検討及び誘致

イベントの内容や集客を見込むターゲット層に沿ったスポーツ選手や著名人等を検討し、発注者の承認を受けた上で、ゲストとして誘致する。

④イベント運営に係る計画の作成

イベント準備から当日進行までの諸計画を検討する。また、安全・安心に参加でき、地域住民及び企業とのトラブルが発生しないイベントとなるよう、必要な事項について検討し、これを取りまとめた計画書を作成する。

- ・プログラム、配置、音響・照明、スタッフ配置、撤収計画、その他必要な計画
- ・事前準備、交通誘導、警備、救護、騒音・渋滞、トイレ、ゴミ、保険、その他不測の事態の想定

⑤関係機関との連携・調整

イベントの実施に当たり、スポーツ団体のほか関係機関と連絡・調整を行うとともに、許認可等が必要な場合は適宜、申請・調整を行う。

⑥イベントの実施

イベントは、発注者の責任において開催するが、受注者は、総合調整役として全プログラムに立ち合い、総合的に支援する。

なお、イベントの開催に係る経費については委託料に含むものとする。

(2) 広報PR

イベントのみならず、本施設の魅力を広く発信するため、「アオアシ」制作スタジオによる事前PRとの相乗効果の発揮や誘致するゲスト等との連携を図りながら、各種媒体を用いた広報PRを企画し、発注者の承認を得た上で実施する。

①イベントに関する広報PR

イベントの内容を市内外に周知し、スポーツ利用者や地域市民の機運醸成を図るため、効果的な広報PRを、以下を踏まえて検討及び実施する。

ア) 視覚的な効果や誘導効果のあるのぼり旗(本施設全体をPRするもの)を作成し、設置・管理・撤去まで行う。

イ) 幅広い層に周知するため、各種SNSやプレスリリース、地元メディア等を活用した広告を検討し、発注者の承認を得た上で実施する。

②本施設に関する広報PR(イベント以降も使用可能な広報PR)

イベント当日のみならず、継続的に集客が可能な施設とするために、効果的な広報PRについて、以下を踏まえて検討及び実施する。

ア) 本施設の特長や趣旨を踏まえたロゴマークを1点作成する。(施設看板や広告などに幅広く利用できるものとする。)

イ) 継続的に集客できる施設とするため、東温市商工会や東温市観光物産協会をはじめとする関係機関に積極的に連携・協働を促すための提案・調整を行う。

(3) 実施報告書の作成

実施した業務内容や経費の内訳に関する実績報告書の作成（イベント集約数、広告実績、本施設が継続的に集客できる施設となるための今後の方向性を盛り込むこと。）

(4) その他

本業務を実施するに当たり、関係機関との協議等で必要となる資料を作成する。

4 オープンイベント実施時期

令和9年度上半期中で提案し、発注者と協議の上で決定する。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年10月29日（金）までとする。

6 成果品

以下のものを成果品として提出すること。

- (1) 作成資料（本業務の過程で収集・作成・整理したもの） 1部
- (2) オープンイベント計画書（事前、当日のイベント運営に係る企画・計画書類） 1部
- (3) 実施報告書（経費の内訳書を含む。）
- (4) ロゴマーク 一式
- (5) デザインマニュアル 一式
- (6) 上記の電子データを記録したCD-R（本市が指定する形式） 一式

7 知的財産の帰属等

- (1) 受注者は、成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 成果物に関して受注者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡するものとする。受注者は、当該権利を発注者以外の第三者に譲渡してはならない。
- (3) 受注者は、成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、当該成果物が第三者の権利を侵害し、原著作物著作者等と受注者及び発注者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責は、受注者が負うこととする。
- (4) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受注者は、納品後であっても無償で修正を行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、業務の経過及び内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
なお、必要に応じて受注者が協議録を作成すること。
- (2) 調査のうち、本市が有している資料については、本市が提供する。

- (3) 本業務の実施に当たり、使用する図表、データ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受注者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。